

平成31年2月22日

広島市長
松 井 一 實 殿

細坂町内会
会 長 川 本 護
雲願寺町内会
会 長 益 規 朗
大原町内会
会 長 片 山 稔 彦
若葉台町内会
会 長 河 村 将 伍

恵下埋立地土砂の沼田土砂処分場への搬入問題について

1. 広島市による説明会開催の要請

- (1) 恵下埋立地から沼田土砂処分場への土砂搬入について、生活環境と住民の健康を脅かさぬよう、万全な措置を講じるとともに、地域住民への説明会を開催いただきたく、お願いします。
- (2) 広島市は、2016年5月から2017年4月の間、土壌汚染の可能性が指摘される土砂を恵下埋立地から搬出し、同処分場へ搬入（約1.8万 m^3 ：10tダンプ約3,600台分）しています。

【質問1】

2017年1月28日付の中國新聞によれば、1985年に発生した廃タイヤ火災（消防出動）による、5,600tもの廃タイヤの燃え殻を広島市は確認していますが、この大量の燃え殻と周辺の土砂に関して、最終的な処理状況について、伺います。

燃え殻を含む土砂と周辺の土砂（鉛・ダイオキシン類を含む）を同処分場へ搬入した実態はないことを確認いたしたく、伺います。

【質問2】

2017年10月28日付の中國新聞によれば、広島市は、恵下埋立地工事着工前、ボーリング調査（4回）を実施し、2010年には、廃タイヤ火災の燃え殻の層（深さ1.7m）を確認しながら2016年3月、恵下埋立地の工事に着工しています。

2016年8月、施行業者が燃え殻等を確認し広島市に指摘した時点で、広島市は同処分場への土砂の搬入を即停止する措置が必要であったのではないのでしょうか、伺います。

その後、広島市は2017年4月までの長期間、恵下埋立地から土砂の搬入を継続していますが、本来、搬入は即停止し、同処分場の許可権者の広島県をはじめ株式会社日殖建設に通報し、土壌調査の申入れが必要であったのではないのでしょうか、伺います。

- (3) 広島市は、土壌汚染問題を公表後、恵下埋立地から土砂の搬出・同処分場への搬入を一時停止し、再度、恵下埋立地から土砂の搬入（約4.4万m³：10tダンプ約8,000台分）について、2018年5月2日、地域住民向け説明会を開催しました。

説明会では、土壌汚染の恐れがあるため、地域住民からは広島市の説明内容に対する疑義や、生活環境が脅かされることへの懸念が示されるとともに、搬入再開に関しては強い反対意見が数多く表明されました。

広島市は、生活環境と地域住民の健康面における安全性の確保を最優先に取り組み、恒久的かつ万全な措置を講じるべき立場であると考えます。

【質問3】

地域住民が懸念を訴えるなか、広島市は、恵下埋立地から同処分場へ土砂搬入を再開しています。

広島市は、恵下埋立地から同処分場への土砂搬入にかかる「これまでの経過」「これからの対策」について説明を行い、地域住民の理解を得るよう取り組むべきではありませんか、伺います。

2. 恵下埋立地の土壌汚染にかかる安全措置の要請

- (1) 2014年4月、沼田町伴地区コミュニティ推進協議会は、沼田町伴土砂埋立処分場を管理する株式会社日殖建設との間で「安佐南区沼田町伴土砂埋立処分場に関する協定書（以下、同協定書）」を締結しています。

安佐南区沼田町伴土砂埋立処分場に関する協定書 6条3項（抜粋）

「土砂埋立処分場内に協定違反の疑いのある土砂が存在した場合、（中略）土壌汚染対策法に基づく指定調査機関で調査を実施し、その結果が埋立土砂として不適切な場合は、（中略）ただちにその土砂を搬出し原因の究明を行い、その後の防止策を講じる（後略）」

- (2) 広島市の恵下埋立地の土壌汚染を公表時点で、広島市は、恵下埋立地から同処分場へ搬入した土砂は土壌汚染の可能性がある旨、広島県・沼田町伴地区コミュニティ推進協議会・株式会社日殖建設に対し通報のうえ直ちに調査する必要がある、調査の結果、埋立土砂として不適切な場合、土砂を搬出する必要があったことも協定書が定めるとおりです。

3. 自然環境と住民の健康を守る安全措置の要請

(1) 搬入土砂に関する安全性の確保

- ① 広島市は、2016年5月から2017年4月までの間、恵下埋立地から同処分場へ搬入した土砂について、有害物質を含む土壌汚染の可能性が排除できないにもかかわらず、恵下埋立地の土壌汚染問題を公表後、現在に至るまで土壌分析は未実施です。
- ② 広島市は、2018年5月2日の説明会では、2017年に2回実施した細坂川の水質検査結果を示しましたが、これは恵下埋立地から搬入した土砂の安全性を直接立証するものではありません。
- 恵下埋立地から搬入した土砂について、安全性を立証するため、第三者機関による科学的な根拠を提示することが必要です。

(2) 河川の水質に関する安全性の確保

- ① 広島市が恵下埋立地から同処分場へ搬入した土砂は、将来にわたり周辺の自然環境・地域住民の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。
- ② 地域住民は、細坂川の水（地下水含む）を様々な用途に使用しており、この水は安川を経て太田川へとつながっています。
- 広島市は、多くの市民の健康とくらしを守るため、防災調整池とあわせて細坂川の水質検査（有害物質）を継続して実施し、数値の変動状況についても説明するよう求めます。

【要請】

将来にわたる安全措置として、防災調整池で毎月検査したうえで検査後の調整池の排水は下水道に接続し、河川に直接流出させない方法が、より確実で現実的な安全確保措置であると考えます。

将来にわたり、次の世代に不安と負担を強いることがないよう、広島市は、広島県と協議のうえ、恒久的かつ万全な対策を実施していただくことを、強く要請します。

以 上